

税理士 平成30年8月 第68回試験予想 ラストスパート模試 相続税法 (2018年5月28日 初版 第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願い致します。

2018.07.12

| 予想 | ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|-----------------|------|------------|---|--|------------|
| 第2予想 (問題編) | -E1- | 上から8行目 | ～子X(平成10年2月3日生まれ)に | ～子X(平成9年2月3日生まれ)に | 2018.06.27 |
| 第3予想 (解答・解説) | -37- | 養子Dの税額控除額等 | 贈与税額控除額： $(5,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 530,000$ 障害者控除額： $60,000 \times (85歳 - 22歳) = 3,780,000$ 差引税額： <u>13,242,445</u> 納付税額： <u>13,242,400</u> | 贈与税額控除額： $(5,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 485,000$ 障害者控除額： $100,000 \times (85歳 - 22歳) = 6,300,000$ 差引税額： <u>10,767,445</u> 納付税額： <u>10,767,400</u> | 2018.07.02 |
| 同上 | 同上 | Xの税額控除額等 | 未成年者控除額： $60,000 \times (20歳 - 18歳) = 120,000$ 差引税額： <u>14,175,851</u> 納付税額： <u>14,175,800</u> | 未成年者控除額： $100,000 \times (20歳 - 18歳) = 200,000$ 差引税額： <u>14,095,851</u> 納付税額： <u>14,095,800</u> | 2018.07.02 |
| 第3予想 (問題編) | -E8- | 上から12行目 | 4,000,000円は配偶者乙が取得した。 | 4,000,000円は子Bが取得した。 | 2018.07.12 |

ISBN 978-4-7810-3622-9
C1034 ¥3200E